平成19年第1回邑楽町議会定例会議事日程第4号

平成19年3月19日(月曜日) 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 議発第1号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 2 議発第2号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 3 議発第3号 邑楽町議会議員政治倫理条例
- 第 4 閉会中の継続調査について

○出席議員(20名)

	1番	後	藤	勝	子	議員	2	2番	松	島	茂	喜	議員
	3番	加	藤	和	久	議員	5	5番	小	倉	孝	夫	議員
	6番	金	子	正	_	議員	7	7番	小	島	幸	典	議員
	8番	立	沢	稔	夫	議員	ć)番	小	倉		修	議員
1	0番	横	山	英	雄	議員	1 1	l 番	本	間	恵	治	議員
1	2番	細	谷	博	之	議員	1 3	3番	相	場	_	夫	議員
1	4番	中	Ш	健	治	議員	1 5	5番	桜	井	征	男	議員
1	6番	青	木		久	議員	1 7	7番	千金	楽	幸	作	議員
1	8番	松	原	市	祐	議員	1 9)番	新	島		正	議員
2	0番	石	井	悦	雄	議員	2 1	l 番	大	野		栄	議員

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久化	呆 田	文	芳	町 長
石	井	征	彦	助役
III	田	定	昭	教 育 長
小	林	徳	義	総 務 課 長
立	沢		茂	企 画 課 長
神	谷	長	平	庁舎建設室長
小	島	哲	幸	税 務 課 長
宮	沢	孝	男	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長
並	木	邦	夫	生活環境課長
増	尾	隆	男	保険年金課長
横	山	正	行	土木課長
中	村	紀	雄	都市計画課長
岡	村	静	代	住 民 課 長
諸	井	政	行	福祉課長
金	子	重	雄	会 計 課 長
石	井	貞	男	水道課長
遠	藤	幸	夫	学校教育課長

堀 井 隆 生涯学習課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田 口 茂 雄 事務局長

飯 塚 勝 一 書 記

◎開議の宣告

○中川健治議長 これより本日の会議を開きます。

議事の日程は、配付のとおりであります。

[午前10時02分 開議]

◎日程第1 議発第1号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第1、議発第1号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

本間恵治議員。

○11番 本間恵治議員 議発第1号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を申し上げます。

邑楽町議会議員定数条例が改正され、議員定数が16となり、次の一般選挙から適用されることとなるため、今回、常任委員会委員定数を総務文教常任委員会6人、厚生環境常任委員会5人、建設経済常任委員会5人に改正するものであります。

あわせて地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、閉会中においては議長が委員の指名、 所属の変更並びに議会運営委員、特別委員の辞任の許可をすることができる規定を条例に追加する ものであります。

議会運営委員会委員全員の賛同を得、提案させていただきますので、よろしくご決定くださいま すようお願いいたします。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議発第1号 邑楽町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[举手全員]

〇中川健治議長 挙手全員。

◎日程第2 議発第2号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則

○中川健治議長 日程第2、議発第2号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。 提出者から趣旨説明を求めます。

本間恵治議員。

○11番 本間恵治議員 議発第2号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明 を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、委員会が議案を提出することが可能となりました。この手続等について、会議規則に所要の改正を行い、あわせて法律の改正に伴う条文整理を行うものであります。

議会運営委員会委員全員の賛同を得、提出させていただきますので、よろしくご決定くださいま すようお願いいたします。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議発第2号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

〇中川健治議長 挙手全員。

よって、議発第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議発第3号 邑楽町議会議員政治倫理条例

○中川健治議長 日程第3、議発第3号 邑楽町議会議員政治倫理条例を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

本間恵治議員。

○11番 本間恵治議員 議発第3号 邑楽町議会議員政治倫理条例について、趣旨説明を申し上げます。

この条例は全10条で構成され、第1条は目的を定め、邑楽町議会議員の政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とするものであります。

第2条は、議員の責務を定めるものであります。

第3条は政治倫理基準を定めるもので、7号から構成されています。第1号においては、議員がその職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことを、第2号においては政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないことを、第3号においては公職選挙法の規定の遵守を、第4号においては町等が行う工事等の契約等について特定の業者に有利な取り計らいをしないことを、第5号においては町等が行う契約等について町民に疑惑の念を生じさせる行為をしないことを、第6号においては町の職員に影響力を不正に行使するよう働きかけないことを、第7号においては職員の採用等に関与しないことを定めるものであります。

第4条は、審査の請求について定めるものであります。政治倫理基準に違反する疑いがあるときは、有権者の50分の1以上の連署または議員定数の6分の1以上の連署をもって、議長に対し審査請求を行うことができることを規定しています。

第5条は、政治倫理審査会の設置等について定め、審査の請求があった場合、7人以内の議員を 議長が委嘱すること等を定めるものであります。

第6条は審査会の職務及び権限について、第7条は審査会の審査結果について、第8条は審査結果の尊重について定めるものであります。議長は、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して必要な措置を講ずることを規定したものであります。

第9条は議長職務の代行を、第10条は委任を定めるものであり、この条例の施行に関し必要な事項は議長が別に定めるとするものであります。

最後に附則でございますが、この条例は、平成19年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、本条例につきましても議会運営委員会委員全員の賛同を得、提案させていただきますので、 よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

松島議員。

○2番 松島茂喜議員 議発第3号 邑楽町議会議員政治倫理条例につきまして、賛成の立場から討論を申し上げます。

地方分権が進む中で自治体間競争、これは激化しておる状況下であります。そういった中でさらに開かれた透明性の高い議会の確立といったことが全国的にも叫ばれております。邑楽郡下におきましても、この条例の制定は初めてでございます。そういった議会の透明性、また議会議員のそういった意識改革、そういったものを先駆けとしたすばらしい条例ではないかというふうに私は思います。こういった議会改革がますます進むことを期待をいたしながら賛成をするものでございます。以上でございます。

○中川健治議長 ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議発第3号 邑楽町議会議員政治倫理条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

〇中川健治議長 挙手全員。

よって、議発第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 閉会中の継続調査について

○中川健治議長 日程第4、閉会中の継続調査について議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長、庁舎建設特別委員長から、会議規則第74条の規定により、お 手元に印刷配付しておきました継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中川健治議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎町長のあいさつ

○中川健治議長 これをもちまして今期定例会の日程は全部終了しました。 閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。 久保田町長。

○久保田文芳町長 平成19年3月の定例議会に当たりまして、一言御礼申し上げたいと思います。

上程しましたすべての議案につきまして議決をいただきまして、まことにありがとうございました。また、皆様にとりまして任期最後の議会ということで、大変お世話になりましてありがとうご

ざいました。この4年間、この地域のためにいろいろとご尽力いただきまして、まことにありがとうございました。また、先日自治功労賞等を受けられた皆さんにおかれましては、本当におめでとうございます。今後とも地域発展のためにご尽力、ご協力いただければありがたいと存じます。

また、特に議長におかれましては今期をもって退職されるということで、本当にお世話になりました。議会の発展、そしてこの地域のために多大なるご尽力をいただきまして、心より御礼を申し上げたいと思います。

これからも皆様からいろいろとご提案やらご指摘やらいただいたものを力とし、今後まちづくりに邁進していきたいと思っております。

皆様のご活躍とご健勝をご祈念申し上げまして、言葉は足りませんけれども、御礼にかえさせて いただきたいと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○中川健治議長 以上で平成19年第1回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

〔午前10時16分 閉会〕